

年長児相当の年齢のお子さんが対象です

麻しん・風しん(MR)混合ワクチンを接種しましょう

対象年齢／2期 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ

接種期限／平成27年3月31日

接種方法／町内、伊豆の国市、伊豆市の委託契約医療機関で個別に接種をしてください。(要予約)

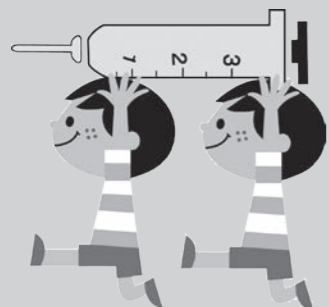
※町内、伊豆の国市、伊豆市以外での接種を希望する人は、医療機関あての予防接種依頼書が必要になります。1週間程度余裕をもって健康づくり課へご連絡ください。

接種料金／無料

持ち物／予診票、母子手帳、健康保険証

注意事項／接種期限が過ぎると自己負担での接種となります。

問合せ先／健康づくり課(978-7100)



計画的に接種しましょう

定期予防接種の「接種間隔が緩和」

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

予防接種名	変更の内容
4種混合 3種混合	変更前：20日～56日の間隔で3回 変更後：20日以上の間隔、標準的には56日の間隔をおいて3回
日本脳炎	変更前：6日～28日までの間隔をおいて2回 変更後：6日以上、標準的には6日～28日の間隔をおいて2回
ヒブワクチン	変更前：27日～56日までの間隔をおいて接種 変更後：27日以上、標準的には27日～56日の間隔をおいて接種
子宮頸がん 予防ワクチン (サーバリックスの場合)	変更前：1か月～2か月半までの間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5か月～12か月の間隔をおいて1回接種 変更後：1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて1回接種

変更事項／標準的な間隔で接種することが基本ですが、今回の接種間隔の緩和に伴い、接種間隔を過ぎて接種する場合の延長申請の手続きは不要になりました。

注意事項／対象年齢を過ぎた場合の接種は対象となりません。



母子家庭等医療費受給者証の更新時期です

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(月)までです。

7月からも引き続き助成を受けるには、更新の手続きが必要です。期限までに福祉課で手続きをお願いします。

提出期限／6月20日(金)

持ち物／更新申請書、現在の受給者証、健康保険証(受給対象者全員分)、印鑑、附加給付証明書(健康保険組合に加入の場合)

注意事項／所得がない場合も申告が必要ですので、税務課へ申告をお願いします。(1月2日以降に転入した人は、平成25年分の所得証明が必要)

その他／現在受給中の人には、更新申請の通知を送付します。

問合せ先／福祉課(979-8133)

児童手当・特例給付現況届の提出

現在、児童手当・特例給付を受給中の方は、現況届の提出が必要になります。

現況届を提出しない場合、6月分以降の手当を受給できなくなります。対象者には6月上旬に書類を送付予定です。必ず期限内に提出してください。

現況届…毎年6月1日現在の受給者の状況を記載し、手当を引き続き受給する要件を満たしているか確認するための届け出

提出期限／

- ・窓口で提出：6月30日(月)
- ・郵便で提出：6月30日(月) 消印有効

注意事項／○期限を過ぎて提出した場合、支給時期が遅れることがあります。○平成26年5月以降に初めて函南町で認定請求をし、6月分から手当が生じる人は、現況届の提出は不要です。

問合せ先／福祉課(979-8133)

母子家庭などの医療費を助成

問合せ先／福祉課(979-8133)

平成25年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を扶養している対象世帯の人が医療機関などで受診した際の、医療費の自己負担額を助成します。

○対象となる人

- ・離婚し、現在婚姻をしていない
- ・配偶者と死別し、現在婚姻をしていない
- ・配偶者の生死が明らかでない
- ・配偶者から遺棄されている
- ・配偶者が海外にいるため、扶養を受けることができない
- ・配偶者が精神または身体の障害により長期間労働能力を失っている
- ・配偶者が法令により長期間拘禁されているため、扶養を受けることができない

○申請に必要なもの

健康保険証(受給対象者全員分)、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付証明書(健康保険組合に加入している場合)、平成25年分の所得証明書(1月2日以降に転入した人)

○その他

詳細はお問い合わせください。

